○厚生労働省告示第二百九十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本則を次のように改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一　次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者

イ　Ｄ２０６　心臓カテーテル法による諸検査（１連の検査について）（注８に規定する心腔内超音波検査を実施する場合に限る。）

ロ　Ｅ００３　３　動脈造影カテーテル法（イの注又はロの注に規定する血流予備能測定検査を実施する場合に限る。）

ハ　Ｅ１０１－２　ポジトロン断層撮影　３　^{13}Ｎ標識アンモニア剤を用いた場合（１連の検査につき）

ニ　Ｊ０３９　血漿交換療法（１日につき）（川崎病の患者に係るものに限る。）

ホ　Ｋ０４７－３　超音波骨折治療法（１連につき）（四肢の骨折（開放骨折及び粉砕骨折を除く。）に係るものであって、観血的手術が行われた後に実施するものに限る。）

ヘ　Ｋ０５６－２　難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）

ト　Ｋ０５９－２　関節鏡下自家骨軟骨移植術

チ　Ｋ０９６－２　体外衝撃波疼痛治療術（１連につき）

リ　Ｋ１３６－２　腫瘍脊椎骨全摘術

ヌ　Ｋ５１０－３　気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術

ル　Ｋ５４８　経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）　２　エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの

ヲ　Ｋ６６４－２　経皮経食道胃管挿入術（ＰＴＥＧ）

ワ　Ｋ６８２－４　超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）

カ　Ｋ７０２－２　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術

ヨ　Ｋ７２１－４　早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

タ　Ｋ７２９－２　多発性小腸閉鎖症手術

レ　Ｋ７３５－４　下部消化管ステント留置術

ソ　Ｋ７４２－２　腹腔鏡下直腸脱手術

ツ　Ｋ８０３－２　腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

ネ　Ｋ８０９－３　腹腔鏡下膀胱内手術

ナ　Ｋ８２３－５　人工尿道括約筋植込・置換術

ラ　Ｋ８４３－３　腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術（尿管腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹膜リンパ節腫瘍（精巣がんから転移したものに限る。）に係るものに限る。）

ム　Ｋ８６３－３　子宮鏡下子宮内膜焼灼術

ウ　Ｋ９１０－２　内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

キ　Ｋ９３９－４　内視鏡手術用支援機器加算

二　別表の薬剤の欄に掲げる薬剤（当該薬剤ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を投与される患者

本則に次の別表を加える。

別表

	薬剤	診断群分類番号
1	エプタコグ　アルファ（活性型）（遺伝子組換え）（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第９項（同法第19条の２第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成22年10月25日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	130110x0xxx0xx
		130110x1xxx0xx
		130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン（当該薬剤の添附文書（薬事法第52条の規定により医薬品に添附する文書をいう。以下同じ。）において記載された効能又は効果（平成23年９月26日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	010130xx01x0xx
		010130xx97x0xx
		010130xx99x0xx
		010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070470xx01x2xx
		070470xx02x0xx
		070470xx02x2xx
		070470xx03x0xx
		070470xx03x2xx
		070470xx97x0xx
		070470xx97x2xx
		070470xx99x0xx
		070470xx99x1xx
		070470xx99x2xx
		080140xxxxx0xx